

～女性活躍推進法が改正されました～
一般事業主行動計画の策定義務の対象や女性の活躍に関する情報公表が変わります

事業主の皆さまにおかれては、下記の改正の内容をご覧ください、施行日までにご準備いただきますようお願いいたします。

※ 改正法は令和元年6月5日に公布。

労働者が101人以上の事業主の皆さまへ (施行：公布後3年以内の政令で定める日)

一般事業主行動計画の策定・届出義務及び自社の女性活躍に関する情報公表の義務の対象が、**常時雇用する労働者が301人以上から101人以上の事業主に拡大**されます。

(※) 労働者には、パートや契約社員であっても、1年以上継続して雇用されているなど、事実上期間の定めなく雇用されている労働者も含まれます。

(※) 今回新たに義務対象となる、常時雇用する労働者が101人以上300人以下の事業主については、厚生労働省令で定める項目から任意の1項目以上を情報公表することが求められます。

労働者が301人以上の事業主の皆さまへ (施行：公布後1年以内の政令で定める日)

常時雇用する労働者が301人以上の事業主は、情報公表項目について、

- ① **職業生活に関する機会の提供**に関する実績、
 - ② **職業生活と家庭生活との両立**に資する雇用環境の整備に関する実績
- の**各区分から1項目以上公表**する必要があります。

(※) 現行は下記の14項目から任意の1項目以上を公表することとなっています。

(※) 行動計画の数値目標の設定についても厚生労働省令により同様の対応を予定しています。

<各区分の情報公表項目のイメージ>

※詳細については、省令において示される予定です。

① 職業生活に関する機会の提供	② 職業生活と家庭生活との両立
<ul style="list-style-type: none"> ・ 採用した労働者に占める女性労働者の割合 ・ 男女別の採用における競争倍率 ・ 労働者に占める女性労働者の割合 ・ 管理職に占める女性労働者の割合 ・ 係長級にある者に占める女性労働者の割合 ・ 役員に占める女性の割合 ・ 男女別の職種又は雇用形態の転換実績 ・ 男女別の再雇用又は中途採用の実績 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 男女の平均継続勤務年数の差異 ・ 10事業年度前及びその前後の事業年度に採用された労働者の男女別の継続雇用割合 ・ 男女別の育児休業取得率 ・ 労働者の一月当たりの平均残業時間 ・ 雇用管理区分ごとの労働者の一月当たりの平均残業時間 ・ 有給休暇取得率

女性活躍に関する取組が特に優良な事業主に対する特例認定制度（プラチナえるぼし（仮称））を創設します
 (施行：公布後1年以内の政令で定める日)

女性の活躍推進に関する状況等が優良な事業主の方への認定（えるぼし認定）よりも水準の高い「**プラチナえるぼし（仮称）**」認定を創設します。

なお、取得企業は、行動計画の策定義務が免除されます。

(※) 認定を受けた企業は、厚生労働大臣が定める認定マークを商品などに付することができます。

(※) 認定基準の詳細については、厚生労働省令において示される予定です。

<現行の女性活躍推進法に基づき実施すべき取組>

①一般事業主行動計画の策定・届出

<ステップ1> 自社の女性の活躍に関する状況の把握、課題分析

①採用した労働者に占める女性労働者の割合、②男女の平均継続勤務年数の差異、③労働時間の状況、④管理職に占める女性労働者の割合等を把握し、課題分析を行ってください。

<ステップ2> 一般事業主行動計画の策定、社内周知、外部公表

ステップ1を踏まえて、(a)計画期間、(b)数値目標、(c)取組内容、(d)取組の実施時期を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、労働者に周知・外部へ公表してください。

<ステップ3> 一般事業主行動計画を策定した旨の届出

一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局へ届け出てください。

<ステップ4> 取組の実施、効果の測定

定期的に、数値目標の達成状況や、一般事業主行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

②女性の活躍に関する情報公表

自社の女性の活躍に関する状況について公表する情報を選択し、求職者が簡単に閲覧できるように公表してください。

☆ 改正法の詳細な内容については、今後、労働政策審議会の議論を踏まえて、厚生労働省令、行動計画策定指針等によりお示しする予定です。

☆ 情報公表の際は、厚生労働省が運営する「女性の活躍推進企業データベース」をご活用ください。

(URL : <http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/>)

☆ 女性活躍推進法の詳細は、**厚生労働省ホームページ（女性活躍推進法特集ページ）**をご覧ください。

☆ 一般事業主行動計画の策定等のお問い合わせについては、最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。



お問い合わせ先

都道府県労働局 雇用環境・均等部（室） 受付時間8時30分～17時15分（土・日・祝日・年末年始を除く）

都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号	都道府県	電話番号
北海道	011-709-2715	東京	03-3512-1611	滋賀	077-523-1190	香川	087-811-8924
青森	017-734-4211	神奈川	045-211-7380	京都	075-241-3212	愛媛	089-935-5222
岩手	019-604-3010	新潟	025-288-3511	大阪	06-6941-8940	高知	088-885-6041
宮城	022-299-8844	富山	076-432-2740	兵庫	078-367-0820	福岡	092-411-4894
秋田	018-862-6684	石川	076-265-4429	奈良	0742-32-0210	佐賀	0952-32-7167
山形	023-624-8228	福井	0776-22-3947	和歌山	073-488-1170	長崎	095-801-0050
福島	024-536-4609	山梨	055-225-2851	鳥取	0857-29-1709	熊本	096-352-3865
茨城	029-277-8295	長野	026-227-0125	島根	0852-31-1161	大分	097-532-4025
栃木	028-633-2795	岐阜	058-245-1550	岡山	086-225-2017	宮崎	0985-38-8821
群馬	027-896-4739	静岡	054-252-5310	広島	082-221-9247	鹿児島	099-223-8239
埼玉	048-600-6210	愛知	052-857-0312	山口	083-995-0390	沖縄	098-868-4380
千葉	043-221-2307	三重	059-226-2318	徳島	088-652-2718		



都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）

スマホで
就活対策!

あの企業はどんな働き方をしているの!?

女性は
どれくらいいるの?
採用されているの?

育児休業を
とっている人は
いるのかな?

残業や休みは
どうなっているの?

女性の活躍推進企業データベース



「育児休業はちゃんと取れているのかな?」「残業はどれくらいあるんだろう」…。就活していく中で、これらの疑問を会社に聞いてみたくても、聞きづらいと思われる学生の皆さんも多いはず。[女性の活躍推進企業データベース]では、スマホで気になる会社の状況を見ることができます。移動中や空いた時間に、気になる企業ではどんな「働き方」をしているのか、ぜひチェックしてみてください!

女性活躍 データベース

データベースで見ることができる項目 (例)

採用者に占める女性の割合	平均残業時間/月	平均勤続年数 採用10年前後の継続雇用率
年次有給休暇取得率	育児休業取得率	女性管理職の割合

現在、**全国1万社**を超える企業が、このデータベースで数字を公表しています!

まずはスマホで検索してみよう!

- **企業名検索**では、気になる企業名を入れて個別に検索できます。
- **検索結果画面**では、**会社が自ら公表している現状の数字を簡単に見ることができ、お気に入り保存も**できます。
- **詳細検索**では、気になる**業種や地域別**に、複数の企業を検索できます。



↓ 選択した企業を比較して表示 ※比較機能の使い方は[こちら](#)

選択	お気に入り	企業名	企業規模	都道府県	採用に占める女性の割合		育児休業取得率		月平均残業時間		年	
					区分	割合	区分	男性	女性	区分		月平均
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	株式会社A社	5001人以上	東京都	正社員	21.1%	対象とする労働者すべて	57.4%	100%	その他	10.8時間	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	株式会社B社	1001~5000人	神奈川県	正社員	0%	正社員	20%	100%	対象正社員	13.6時間	
<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	株式会社C社	501~1000人	大阪府	その他	8.4%				対象正社員	19時間	対象者

「くるみん」などの認定マークを取得している企業かどうかもわかります。



待ってる、未来の私。

人生の3分の1は働いている時間だと、

誰かが言っていた。

それが多いか少ないかは、

他の誰でもない、私が決める。

仕事で叶えること。

仕事で得たお金で叶えること。

やりたいことは色々あるけど、

大切なのは、自分が思い描く自分に

なれているかどうかだと、私は思う。

大事なものはそれぞれ違う。

だから、私は考え続けるんだ。

私が、私の働き方を選ぶために。

未来を選ぶための情報を。

女性の活躍推進企業

データベース

女性の活躍推進企業データベースとは？

育児休業取得率や平均残業時間など、各企業の働き方に関わる様々な情報を集約した、就活生にも役立つ情報サイトです。

※生産性要件を満たした事業主は< >の額を支給。下線部分は改正部分。

育児休業等支援コース

育児休業の円滑な取得・職場復帰のため次の取組を行った中小企業事業主に支給する。

①育休取得時 ②職場復帰時：「育休復帰支援プラン」を策定及び導入し、プランに沿って対象労働者の円滑な育児休業の取得・復帰に取り組んだ場合

<職場支援加算>：育休取得者の業務を代替する職場の労働者に、業務代替手当等を支給するとともに残業抑制のための業務見直しなどの職場支援の取組をした場合

③代替要員確保時：育児休業取得後、原職等に復帰する旨の取扱いを就業規則等に規定し、休業取得者の代替要員を確保し、かつ、休業取得者を原職等に復帰させた場合

<有期契約労働者加算>：育児休業取得者が期間雇用者の場合

④職場復帰後支援：法を上回る子の看護休暇制度(A)や保育サービス費用補助制度(B)を導入し、労働者が職場復帰後、6ヶ月以内に一定以上(A:20時間、B:3万円)利用させた場合

①育休取得時	28.5万円<36万円>
②職場復帰時	28.5万円<36万円> 職場支援加算19万円<24万円>
③代替要員確保時 (1人当たり)	47.5万円<60万円> 有期労働者加算9.5万円<12万円>
④職場復帰後支援	28.5万円<36万円> A 看護休暇制度 1,000円<1,200円>×時間 B 保育サービス費用 実支出額の2/3補助

※①②は1企業2回まで(無期雇用者、有期雇用者)支給。③は1企業当たり1年度10人まで5年間支給。

④A・Bは最初の支給申請日から3年以内に5人まで。さらに、1企業当たりAは200時間<240時間>、Bは20万円<24万円>が上限。

介護離職防止支援コース

「介護支援プラン」を策定し、プランに基づき労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ中小企業事業主、または介護のための柔軟な就業形態の制度を導入し、利用者が生じた中小企業事業主に支給する。

①対象労働者が介護休業を合計14日以上取得し、復帰した場合

②介護両立支援制度：介護のための柔軟な就業形態の制度(*)を導入し、合計42日以上利用した場合

①介護休業	②介護両立支援制度
取得時：28.5万円<36万円> 復帰時：28.5万円<36万円>	28.5万円<36万円>

※①②とも1企業1年度5人まで支給。(2020年度までの期限措置予定)

(*)所定外労働の制限、時差出勤、深夜業制限、短時間勤務、介護のための在宅勤務、法を上回る介護休暇、介護フレックスタイトム制、介護サービス費用補助)

事業所内保育施設コース

労働者のための保育施設の設定、運営等を行う事業主・事業主団体に、その費用の一部を10年間助成する。(※「企業主導型保育事業」(内閣府)の実施期間中は、新規受付を停止しているため、平成27年度未までに計画認定を受けた事業主が支給対象。)

出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業や育児目的の休暇を取得しやすい職場風土作りに取り組み、子の出生後8週間以内に開始する連続14日以上(中小企業は連続5日以上)の育児休業等を取得した男性労働者が生じた事業主に助成する。

	中小企業	中小企業以外
①1人目の育休取得	57万円<72万円>	28.5万円<36万円>
②2人目以降の育休取得	5日以上 14.25万円<18万円> 14日以上 23.75万円<30万円> 1ヶ月以上 33.25万円<42万円>	14日以上 14.25万円<18万円> 1ヶ月以上 23.75万円<30万円> 2ヶ月以上 33.25万円<42万円>
③育児目的休暇の導入・利用	28.5万円<36万円>	14.25万円<18万円>

※①は当該事業主の下で初めて生じた育児休業取得者。②は1企業当たり1年度10人まで支給。(支給初年度のみ9人まで。支給初年度において①に該当する労働者がいない場合は、②のみの支給)。過去に男性の育児休業取得実績がある企業も対象。③は1企業1回まで。

※①～③は、いずれも2020年までの期限措置の予定。

再雇用者評価処遇コース(カムバック支援助成金)

妊娠、出産、育児、介護または配偶者の転勤(転居を伴う転職も含む)を理由として退職した者が、就業が可能になったときに復職でき、従来の勤務経験が適切に評価・処遇される再雇用制度を導入し、希望する者を採用した事業主に支給する。

	中小企業	中小企業以外
①再雇用者1人目	38万円<48万円>	28.5万円<36万円>
②再雇用者2～5人目	28.5万円<36万円>	19万円<24万円>

※上記の額を、継続雇用6ヶ月後・継続雇用1年後の2回に分けて、半額ずつ支給。

※退職後1年以上経過している者を再雇用し、無期雇用者として継続雇用した場合に支給。

女性活躍加速化コース

女性活躍推進法に基づき、自社の女性の活躍に関する「数値目標」及びその達成に向けた「取組目標」を盛り込んだ「行動計画」を策定し、目標を達成した中小企業事業主に支給する。 ※中小企業事業主：常時雇用する労働者が300人以下の事業主

①2つ以上の取組目標の達成時	38万円<48万円>
②数値目標の達成時	28.5万円<36万円>
女性管理職比率が基準値以上に上昇	47.5万円<60万円>

※助成対象となる目標

- ・女性の積極採用
- ・女性の配置・教育訓練等
- ・女性の積極登用等
- ・多様なキャリアコース

労働者数300人以下の

中小企業の皆さまへ



人材確保・業績アップの第一歩に 女性の活躍推進に取り組みませんか？

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画とは、女性労働者の雇用管理の課題について解決していくための目標を立てて取り組んでいただくもので、各企業の働き方改革にもつながっていきます。人手不足対策や長時間労働対策などの一環として女性活躍推進に取り組み、人材確保や働きやすい職場づくりにつなげませんか？

相談・参加
無料

女性活躍推進に
関する取組を
無料で
支援いたします！

女性活躍推進 アドバイザー派遣

企業支援の専門家である「女性活躍推進アドバイザー」が、訪問・電話・メールにより個別にきめ細やかに支援します。

異業種企業との 交流会

他社の取組状況や取組事例、抱えている課題などについて、情報交換できる機会です。

管理職向け セミナー

自社の女性社員が活躍できるようにするために何が 필요한のか、管理職として配慮すべきことは何かをお伝えます。

全国47都道府県での 説明会

法律にもとづき、どんなことに取り組みばいいのか分かりやすく説明します。

女性社員向け セミナー

自身のキャリアプランをはじめとした、将来を見据えた仕事への向き合い方や、継続して能力発揮できるようになるために必要なことをお伝えます。

詳しくはこちら

「中小企業のための女性活躍推進サポートサイト」

<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/>

女性活躍推進サポートサイト

検索



女性活躍推進法とは

女性活躍推進法では、女性の活躍推進の取組を着実に前進させるため、常時雇用する労働者数が301人以上の企業に対し、以下のことを義務付けています。

- ① 自社の女性の活躍に関する状況把握、課題分析
- ② ①を踏まえた一般事業主行動計画の策定、社内周知、公表
- ③ 一般事業主行動計画を策定した旨を都道府県労働局に届出
- ④ 自社の女性の活躍に関する情報の公表

常時雇用する労働者数が300人以下の中小企業については、これらが努力義務となっています。

また、上記の事項に取り組んだ企業のうち、女性の活躍に関する状況が優良な企業は、申請により厚生労働大臣による「えるぼし」認定を受けることができます。

一般事業主行動計画の策定に取り組むと・・・

公共調達における 加点評価が受けられる！

一般事業主行動計画を策定した中小企業は、国や地方公共団体で行われる公共調達において加点評価を受けられる場合があります。「えるぼし」認定企業は加点がより高くなります。

日本政策金融公庫の 融資制度を利用できる！

一般事業主行動計画を策定した中小企業は、日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金（企業活力強化貸付）」を通常よりも低金利で利用することができます。

目標を達成した場合には 助成金が支給される！

数値目標と取組目標を盛り込んだ一般事業主行動計画を策定し、目標を達成するなどの要件を満たした企業は、申請により両立支援等助成金（女性活躍加速化コース）が支給されます。

電話相談・メール相談・個別訪問

無 料

女性活躍推進に関する取組の支援をご希望の方には、個別にサポートいたします。
お気軽にご相談ください。（いずれも事前予約制です。）

対 象 者 労働者数 300人以下の中小企業の経営者・人事労務担当者の方

実 施 期 間 2019年4月～2020年3月

希望する支援に をご記入ください。 電話相談 メール相談 個別訪問

企 業 名		ご 担 当 者	
T E L		E - m a i l	

お申込みはこちらから FAX (03-6809-4472)または、メール(suishin@jaaww.or.jp)に、こちらの用紙をPDFにて送信してください。
→ 後ほど事務局より打ち合わせのためご連絡いたします。

個人情報の扱い: ご記載いただいた個人情報は、適切に管理し、ご支援に関するご連絡以外には使用いたしません。

お問合せ

女性活躍推進センター東京事務局
一般財団法人 女性労働協会

TEL 03-3456-4412 FAX 03-6809-4472

E-mail suishin@jaaww.or.jp

「中小企業のための女性活躍推進サポートサイト」

<http://www.josei-suishin.mhlw.go.jp/> 女性活躍推進サポートサイト

検索